

# 税金は期限内納税が原則です

## 税の公平性を保つため 滞納処分をしています。

税金は医療や教育の充実、安全や秩序の維持など、わたしたちの暮らしを豊かにする市の大切な財源です。忘れずに納期限までに納税しましょう。

### 税の公平性のために

大多数の人が納期限を守って納税しています。期限内納税者との公平性を保つため、滞納を放置することはできません。市では、法律に基づき滞納処分（差し押さえ）を行っています。

### 納期限内に納税されない

納期限から20日以内に督促状が送付され、督促手数料が発生します。また、完納するまでの期間に応じて延滞金が発生する場合があります。

### 滞納処分

納期限が経過しても納税や納税相談がない場合、徴税吏員（税務課職員）により差し押さえなどの滞納処分が行われることとなります。

差し押さえた財産は、公売などにより換価され滞納している市税などに充てられます。



### ◆差し押さえ件数

平成28年度は350件の差し押さえを執行しました。また、動産や不動産のインターネット公売および一般公売も実施しました。

今後も滞納処分により、滞納の縮減を図っていきます。

差し押さえ実績(平成28年度)	
項目	件数
預貯金	177
生命保険	61
給与など	7
国(県)税還付金	49
出資金	40
賃借料	7
不動産	5
その他	4
合計	350

### ●納税に関する相談窓口は

税務課収納対策室(☎53・3361) やむを得ない理由で期限内の納税が困難な場合は、ご連絡ください。

### ◎差し押さえの流れ

納期限を過ぎても納税されない場合

地方税法の規定により、納期限経過後20日以内に督促状を送付します。納期限の翌日から延滞金が計算されます。

### 督促・催告

市では督促状を送付しても納税がない場合は、催告書の送付や電話による催告を行う場合があります。

### 財産調査

督促状や催告書を送付しても納税がない場合は、滞納者の財産を確認するために、官公署・金融機関・勤務先・取引先などに対して調査を行います。これらの調査や捜索は、滞納者に事前に了承を得ずに行うことができます。

### 差し押さえ・公売・換価

差し押さえ後も納税がない場合、差し押えられた財産は、滞納者の意志にかかわらず、公売などにより換価し、滞納市税などに充てます。

### 税充当